

公 示 送 達 書

富士宮市告示第 101号

下記の送達すべき書類は、納税者の住（居）所不明のため送達できませんので、本市役所
収納課に保管してありますから、連絡があれば直ちに交付します。

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、この旨公示送
達します。

令和8年 6月 30日

富士宮市長 須藤 秀忠

記

1 送達すべき書類の名称

差押調書（謄本）	1通
配当計算書（謄本）	1通

2 送達を受けるべき者の氏名

久保田 憲一
上田 竜郎

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日か
ら起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。